

住宅用家屋証明申請書

租税特別措置法施行令

<input type="checkbox"/> 第41条	<input type="checkbox"/> 新築されたもの
	<input type="checkbox"/> 建築後使用されたことのないもの
	<input type="checkbox"/> 第42条第1項(建築後使用されたことのあるもの)

の規定に基づき、下記の家屋がこの規定に該当するものである旨の証明の申請をします。

平成 年 月 日

上松町長殿

申請者 住所

氏名

印

取得者の住所			
取得者の氏名			
取得の原因 (移転登記の場合に記入)	<input type="checkbox"/> 売買		<input type="checkbox"/> 競落
家屋の所在地	上松町		
建築年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	年 月 日	取得・所有権 移転年月日
床面積	m ²		平成 年 月 日
区分建物の 耐火性能	<input type="checkbox"/> 耐火又は準耐火		取得者の居住
	<input type="checkbox"/> 低層集合住宅		
			<input type="checkbox"/> 入居済 <input type="checkbox"/> 入居予定

< 必要書類 >

1. 建築確認通知書及び検査済証
2. 家屋登記事項証明書又は表示登記済証
3. 所有者の住民票

新築した家屋にまだお住まいでない場合は、申立書(入居が後になる理由書)と現在お住まいの家屋の処分方法を確認できる書類をお持ちください。(確認書類とは売買契約書・賃貸契約書・媒介契約書等) 建築後未使用の家屋については、家屋の未使用証明書のほか売渡証明書又は譲渡証明書を建築業者から取得してください。

< 家屋証明の取得要件 >

1. 新築又は取得後1年以内の住宅家屋
2. 取得者の居住用家屋
3. 床面積が50m²以上で、居宅部分の床面積が建物全体の90%を超える家屋
4. 第42条第1項に該当する家屋の築年数・・・木造家屋は建築後20年以内、鉄骨・鉄筋コンクリート・石造コンクリートブロック造の家屋は建築後25年以内のもの